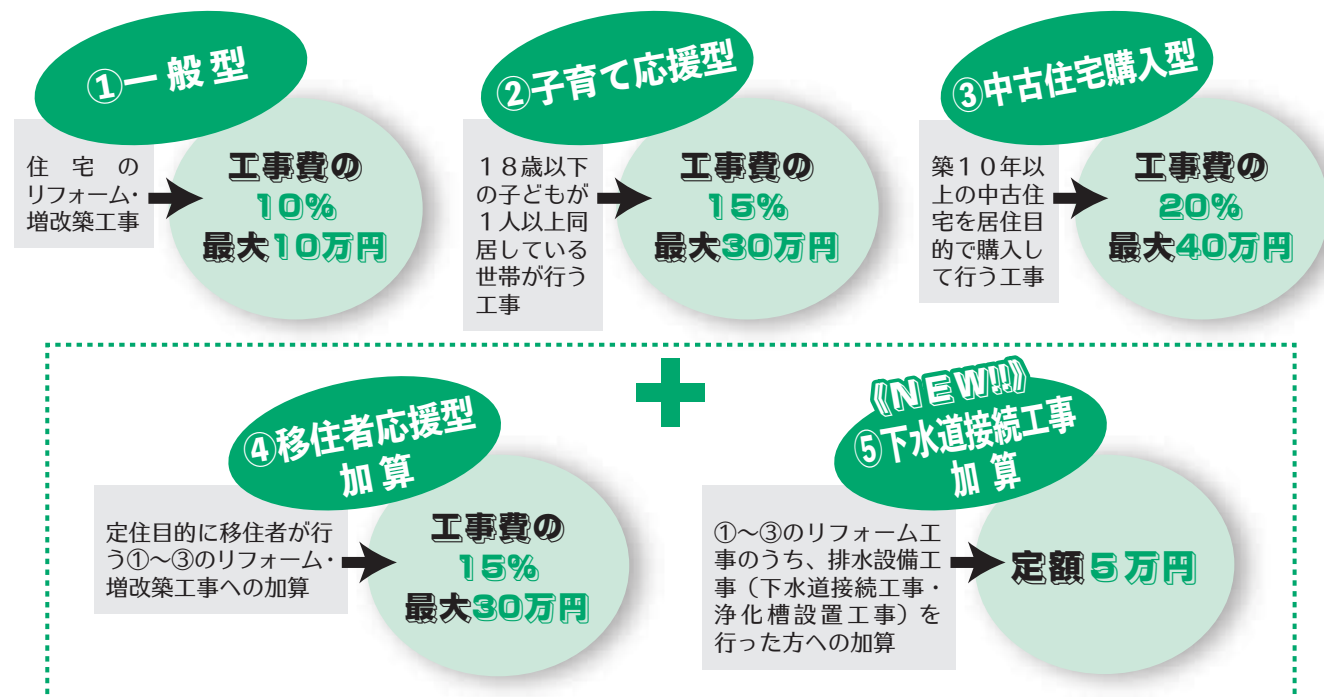


リフォームを考えている方必見です!! 北秋田市 新・住まいの応援事業 住宅リフォーム支援事業を活用ください!!

市民の皆さんが市内業者を利用して、住宅のリフォームまたは増改築を行う場合に、補助金を交付する制度です。対象となる工事の種類と補助額は①から③の3種類で、④および⑤は該当する方への加算です。
【お問合せ】都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246



対象者

- 市に住民登録をされている方
- 市税等を滞納していない方
(工事する住宅に住む家族を含む)

対象となる住宅

- 市内にある住宅（別荘等を除き、新築から1年以上経過していること）
- 賃貸（賃貸予定も含む）をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分が面積の2分の1以上の住宅
- 申請者または親や子が所有し、かつ居住する住宅

対象となる工事

- 補助対象となる工事費用が30万円以上（税込）の工事
- 令和5年3月10日までに完了する工事
- 市内に本店のある業者または住民登録された個人事業主が施工する工事

申請場所

都市計画課（森吉庁舎）、生活課（本庁舎）、合川・阿仁総合窓口センター、大阿仁出張所

申請方法

工事着手前に補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

①～③共通/工事契約書または請書の写し/内訳明細書または見積書の写し/工事着工前（全施工箇所）の写真/住宅の全景写真/図面/その他必要と認める書類

※以下の項目に該当する場合の必要書類

- ・申請者と居住者が異なる場合：戸籍謄本等、関係がわかるもの
- ・リフォーム後に転居する場合：誓約書
- ・③の場合：不動産登記簿謄本の写し/売買契約書の写し
- ・移住者の場合：戸籍の附票

注意事項

- ▷①～③の申請は併用できません。
- ▷②は同居している祖父母の申請も可能です。
- ▷③は、令和3年4月1日以降に取得した中古住宅に限ります。
- ▷補助金の交付申請は、同年度内に1回限りです。

補助対象にならないもの

- ▷対象工事が重複する市補助制度の補助金受給額（木造住宅耐震補助、浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など）
- ▷公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事費用
- ▷門・塀等、いわゆる外構工事費用
- ▷その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事費用
- ▷交付決定前に着工したもの
- ※その他、申請に必要な書類については、市ホームページまたは各窓口を設置している申請書でご確認ください。

シヨーン
ヨリガン

私が見た北秋田
Kitaakita from My Eyes NO.67

ワタシが北秋田に住む理由

やっと雪が溶け、暖かい日々を本格的に迎えていますね。としながらも、またスキーの写真を載せてしまった私…。どれだけ寒い季節が好きなの!?と思われるかもしれませんが（笑）。

しかし、理由があります! 3月2日に、BSテレビ東京の「ワタシが日本に住む理由」という番組に出演し、阿仁スキー場の樹氷などを紹介させていただきました。2018年4月に同じ番組に出演して以来です。4年前と違って、今回は、雪国各地の特集のごく一部だけで、この写真はの様子を映しています。何度も同じことを繰り返してしまいましたが、自然に恵まれている北秋田市に来てよかったです。「3密を避けながら、心が

満たされるまで野外で遊べる北秋田市」と伝えようと思っていました。

実は、樹氷だけでなく「伊勢堂岱遺跡」の世界文化遺産登録の紹介についても撮影されていましたが、編集の段階でカットされてしまったようです。今回はそのようなネタに触れられなかったとしても「ワタシが見た北秋田」のこれからのテーマとして楽しみに…。

災害時に備え、防災ラジオを設置しましょう 設置無料

普及率 74.3% 市内全世帯への普及を目指しています!

「防災ラジオ」とは、Jアラートによる緊急地震速報や国民保護情報、災害時の緊急情報などのほか、平常時には市からのお知らせを市民の皆さまにお届けするためのラジオです。

北秋田市に転入された方や、まだお持ちでない方は、災害時の備えとしてぜひお申込みください。

●貸与の対象

- ①市内に住所を有しており、居住している世帯の世帯主
- ②市内に住所を有する事業所

●貸与台数

1世帯および1事業所あたり1台

●申込方法

総務課危機管理係または各総合窓口センター・出張所で申込みを受付しています

※聴覚障害を理由として、身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯へは、文字表示機能付き防災ラジオを用意しています



《現在使用されている方へお知らせ》

■電池ランプが点滅していませんか?

電池がなくなってくると電池ランプが赤く点滅するので、その際は新しい電池に交換してください。古い電池をそのままにすると液漏れが発生し、故障の原因となりますので、定期的な点検と電池交換をお願いします。

■定時の時報は鳴っていますか?

毎日6時、12時、17時、20時に時報が流れます。時報が鳴らない場合や「故障かな」と思った時は防災ラジオコールセンター（☎0120-388-280）または危機管理係までご連絡ください。

■転居する場合

市外へ転居する場合、防災ラジオは返却していただきます。また、市内で転居する場合は「変更届」の手続きとラジオ本体の設定変更が必要になりますので、危機管理係までご連絡ください。

☎ 総務課危機管理係 ☎62-6602